

入札のお知らせ

秋田市本庁舎の市民の広場において、移動販売車を設置・運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

令和8年8月24日

秋田市長

1 入札に関する事項

(1) 入札名	令和8年度秋田市本庁舎移動販売車設置場所貸付（第3回）			
(2) 貸付場所 および 予定価格	区画 番号	貸付場所	貸付 面積	予定価格 （税抜き）
	1	市民の広場の一部	1区画 15㎡	75,000円
	2	市民の広場の一部		75,000円
	3	市民の広場の一部		75,000円
	4	市民の広場の一部		75,000円
(3) 貸付期間 および 販売時間	ア 貸付期間 令和8年10月1日（木）から令和8年11月13日（金） までの平日（30日間） イ 貸付時間 午前10時から午後6時まで			
(4) 入札参加 要件	①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 ②公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。 ③本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④市税に滞納がないこと。 ⑤秋田市内に本店・支店等がある法人、秋田市内で営業を営む個人又は秋田県内で移動販売業務等の実績がある者。 ⑥移動販売車での販売・営業に必要な許可をすでに取得していること。 ⑦食品安全基本法、食品衛生法、JAS法、計量法、JIS法その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。 ⑧PL保険（生産物賠償責任保険）等に参加するなど、事故等による賠償責任を負えること。 ⑨販売物・販売方法が公序良俗に反しないものであること。			

(5) 入札参加申込み		
受付期間	令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）まで （平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時まで）	
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階 総務部財産管理課 庁舎管理担当	
(6) 指名（非指名）通知	令和8年9月7日（月）までにメールで通知	
(7) 入 札		
日 時	令和8年9月11日（金）午前10時	
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階会議室4-E	
入札保証金	入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めること。 ただし、秋田市財務規則第109条第1項第2号に該当する場合においては、入札保証金を免除する。	
(8) 契約日	令和8年9月17日（木）（予定）	

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、令和8年9月4日（金）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 入札参加申込書（様式は秋田市ホームページ参照）
- イ 法人は法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人は住民票の写し
それぞれ原本発行後3か月以内のもの。
- ウ 納税証明書または市税に未納がない証明書
直近年度のもの（写しでも可）。
- エ 誓約書（様式は秋田市ホームページ参照）
移動販売・営業に必要な許可証等の写しを添付すること。
- オ 出店実績書（任意様式）
直近2年以内の移動販売等の業務実績を記載して提出すること。
- カ その他必要な資料

(2) 指名および非指名の通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知する。
- イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
- ウ 指名通知および非指名通知は、メールで通知する。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則を遵守して入札に参加すること。

イ 落札決定の際は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りした契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 落札者は予定価格以上で有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

3 その他

(1) 契約上の条件等、その他事項や詳細については「令和 8 年度秋田市本庁舎移動販売車設置場所貸付（第 3 回）募集要項」を確認すること。

(2) 申込書等の作成に係る費用は申請者の負担とする。

(3) 提出された申込書等は返却しない。

(4) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市総務部財産管理課 庁舎管理担当

電話 018-888-5439

e-mail ro-fnpr@city.akita.lg.jp